

鳩山町介護保険訪問介護利用者負担額減額事業のご案内

1. 事業の概要

介護保険サービスのうち、訪問介護サービスを利用する際に発生する利用者負担(1~3割)について、低所得者世帯に属する方に対して、利用者負担の一部を減額することにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とした事業です。

2. 対象となる介護サービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、第Ⅰ号型訪問介護

3. 減額の割合

利用者負担の割合を 6%とします。

(例)4月1日~4月30日に訪問介護を利用し、費用が70,000円発生した場合。

①70,000円(総費用)×10%=7,000円 ⇒減額前

②70,000円(総費用)×6%=4,200円 ⇒減額後

①-②=2,800円(4%) ⇒減額分となり、鳩山町が補助する額。

4. 減額の対象者

次のいずれかに該当し、申請日において町内に住所を1年以上有する低所得者世帯(住民税非課税世帯)

①第1被保険者(65歳以上)で、要介護認定を受けた方

②第2被保険者(40~64歳)で、要介護認定を受けた方

③64歳以前から、障害者施策による訪問介護を利用されていた方(具体的には、65歳到達前の概ね1年間に派遣実績のある方)

5. 訪問介護利用者負担額減額認定証の有効期間

訪問介護利用者負担額減額認定証には、有効期間があります。

有効期間は、毎年7月1日~翌年6月30日となり、月の途中で申請手続を行った場合は、申請月の1日に遡って当該認定が適用されます。

6. 事業所の対応方法

事業所の対応方法については、以下のとおりです。

原則、受領委任による手続となるため、事業所が減額分を一時的に負担し、後日、町に減額分の請求を行います。

～対応の流れ～

4 月利用分の場合

4 月：利用者が訪問介護事業所に訪問介護利用者負担額減額認定証を提示する。



5 月：訪問介護事業所は、費用のうち利用者負担として、**6%**を利用者に請求する。

(注)国保連合会への請求は、通常どおりになります。



5 月末：訪問介護事業所は、サービス提供月の翌月末までに訪問介護減額差額支給申請書(様式第 6 号)を町に提出する。



6 月上旬：町から請求書の提出依頼が届く



6 月中旬：提出依頼に記載された期日までに、請求書を作成し、町に提出する。



6 月末：町から減額分の **4%**が支払われる。

★訪問介護減額差額支給申請書(様式第 6 号)及び請求書については、窓口持参または郵送で提出してください、

7. 受領委任の対応が困難な場合

原則、本事業に係る申請手続については、受領委任としていますが、対応が難しい場合は、償還払による手続となります。

償還払は、利用者が町に直接請求手続を行い減額分を受け取る必要があるため、利用者から訪問介護利用者負担額減額認定証の提示があった場合は、鳩山町役場長寿福祉課介護保険担当まで問合わせるようお伝えください。

8. 問合せ先

そのほか、訪問介護利用者負担額減額申請に関するご質問等は、下記担当までお問合せください。

住 所 〒350-0324
埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16
担 当 鳩山町役場長寿福祉課 介護保険担当
電話番号 049-296-1210(直通)